

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

回答 今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、住民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

回答 今後とも法の趣旨に基づき、住民の利益への奉仕を優先し、適正に制度の執行に努めます。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答 税の徴収業務は、基本的にそれぞれの自治体が自主的な徴収努力により実施するものですが、最近では滞納者も増え、一人当たりの滞納額も高額になってきてています。滞納者との折衝も難しくなる中、専門的な知識・技術は必要であり、税の公平性を守るために、県と市町村が共同しながら、市町村民税の収入未済額を集中的に滞納整理する必要があります。

また、納税相談は、滞納者の現状をよく聞き、十分な財産調査等を行った上で、地方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行っています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答 生活保護の申請に対しては、憲法第25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。今後も、生活保護が必要な方は、県福祉事務所と連携して、適切な対応に努めます。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

回答 生活保護の申請に対しては、原則、県福祉事務所が受け付けますが、違法な助言や強要は行っていません。就労支援については、県福祉事務所の就労支援員が相談、指導等行っていますが、仕事の確保については行っていません。また、車の保有に関しては、就労等のために必要な方については、現在も保有を容認しており、柔軟な対応を行っています。「しおり」については、県福祉事務所が作成しており、内容については、今後協議していきます。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

回答 生活保護費の基準額については、国において、物価動向等を勘案して定めています。また、本町は3級地であり、都市部と比較して、引き下げの額も小さくなっています。町としては、今後の推移を見守りたいと考えています。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

回答 本町の生活保護の実施機関である県福祉事務所において、本町の担当ケースワーカーは2名おり、1名あたりの担当被保護者世帯は56世帯となっており、町村のケースワーカーの適正数の65世帯を下回っています。本町としましても、今後、生活保護受給世帯が増えた場合は、ケースワーカーの増員を要求してまいります。また、担当者についても、研修等により専門的な支援方法等の研修を積極的に受けるよう要望してまいります。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回答 本町においては、警察官OBを窓口に配置していません。また、生活保護の実施機関である県福祉事務所においても同様です。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

回答 本町においては、生活保護費と連動する諸施策の基準については、都市部と比べて保護費の引き下げの額が少ないため、諸施策への影響等を考慮して、検討したいと考えています。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回答 介護保険料・保険料負担段階は、現在8段階10階層で実施しています。今後につきましては、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期介護保険事業計画推進委員会で検討してまいります。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しています。

今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認した上で、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答 同上(②の回答に同じ)

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

回答 第5期介護保険事業計画中の実施予定はありません。

今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認した上で、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住

宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答 知多北部広域連合第5期介護保険事業計画期間内において、施設サービス7ヶ所(598人)、居住系サービス7ヶ所(180人)、居宅系サービス6ヶ所(121人)の施設整備を予定しています。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

回答 地域包括支援センターにつきましては、知多北部広域連合において、各市町の人口規模や生活圏域などを参考に1ヶ所設置され、行政・ケアマネジャー・地域の民生委員等と綿密な連携を取って活動しており、現在のところ増設は考えていません。

また、現在東浦町では、委託することにより、保健師3人、社会福祉士3人、ケアマネジャー2人と専門的な知識を持つ職員を配置し、よりきめ細かい相談業務を行うことが可能になるため、委託による方法が適当と考えています。

委託費につきましては、他の委託業務との整合性を考え検討してまいります。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答 第5期介護保険事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護職員処遇改善交付金が廃止され、介護職員処遇改善加算が新設されました。また、各種加算の新設や見直しも行われました。研修につきましては、研修支援事業が行われています。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答 介護保険サービスが利用できない高齢者に対して、シルバー人材センターに委託をして、買物支援や掃除等の軽度生活援助事業を、1時間当たり100円の個人負担により実施しています。また、配食サービスや乳酸菌飲料の配布、平成25年2月より地域での見守り、通報体制として「東浦あんしん見守り隊」の名称でガス・水道・新聞店・牛乳配達店・郵便局と協定を結んでおり、ひとり暮らし高齢者などに対しての安否確認事業を行っています。

★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答 町運行バスは、町内の南部及び西部から役場を経由して、北部の長寿医療研究センター及び町外の刈谷豊田総合病院経由刈谷駅の4路線で巡回しております。その利用料は1回100円です。また、高齢者や障がい者に配慮した車椅子対応の車両も導入しています。

なお、身体障害、療育、精神障害等手帳所持者本人並びに身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B及び精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者1名についてはバス料金を免除しています。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答 宅老所事業は1ヶ所、サロン事業は14ヶ所で行っています。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として老人クラブにより実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答 現在、県営住宅において、バリアフリーのシルバーハウジングが34室整備されています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答 配食サービスは、必要な方については、すでに365日毎日夕食を届けるサービスを行っています。配食サービスの自己負担額は材料費のみで、安否確認や配達のための費用についての自己負担はありませんので、現在のところ自己負担額の引き下げの考えはありません。また、閉じこもりを予防するための会食サービスは考えていません。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答 住宅改修費及び福祉用具購入費は実施していますが、高額介護サービス費は実施する予定はありません。

★(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答 普通障がい者については、平成21年分確定申告から障がい者控除の対象としています。特別障がい者については、既に実施しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答 要介護認定を受けた方のうち要介護の方には、結果通知に障がい者控除の説明資料を同封するとともにケアマネジャーなどを通じて、障がい者控除の申請を行うよう勧奨しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答 東浦町の行っている福祉医療制度は、財政面で愛知県の補助金が大きなウエートを占めています。子ども医療のように町独自の上乗せ補助を行っているものもありますが、制度の維持を考えた場合、愛知県の施策の中での制度を考えざるを得ません。

今回は、福祉医療制度の愛知県の見直しは実施されなかったことから、東浦町でも福祉医療制度の縮小は行いませんでした。引き続きマイナンバー制度の実施にあわせた所得制限の導入について、検討を続けてまいります。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答 平成22年1月から 15 歳の年度末までの通院医療費の助成を実施しているところですが、本町の財政状況も余裕がない状況であり、18歳年度末までの入通院医療費自己負担分の助成に関しては、財政状況がよくなれば改めて検討したいと考えています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答 精神障害者保健福祉手帳1級および2級の者の助成対象を全疾患に拡大できるよう条例を改正し、平成26年2月から施行します。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当

面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答 現在、ひとり暮らしの町民税非課税世帯を町単独事業として実施しています。町民税非課税世帯を町単独事業として医療費助成を実施することについては、本町の財政状況がよくなれば改めて検討したいと考えています。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

回答 国保については、本町から申請の案内を該当者に個別に送っています。後期高齢者医療につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合が、ハガキで申請の案内を個別に送っています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

回答 保険料滞納者に納付資力がありながら保険料をお支払いただけない場合については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の被保険者証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格者証を発行することになります。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

回答 現在すでに実施しており、今後も子育て支援のために継続実施できるよう努めてまいります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

回答 東浦町は、就学援助制度の適用基準について、児童扶養手当における所得制限限度額基準を適用しており、当該基準より約1.4倍となっています。申請書の受付、申請手続きについても、入学時等に周知し、拡充をしています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答 学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者の負担とすることが定められています。これは、子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものでありますから、学校給食費を無料にする考えはありません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

回答 学校給食の材料の購入にあたっては、地産地消を基本として選定しております。

その他の地域からの購入については、厚生労働省が示す基準値(一般食品は1キログラム当たり100ベクレル、牛乳、乳児用食品は50ベクレル、飲料水は10ベクレル)により、国及び検査対象区域の17都県では、食品の放射性物質検査を実施し、基準値を超える食品が流通するがないものと考えています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

回答 妊産婦及び高齢者等の災害要援護者が、必要な生活支援が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めてまいります。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

回答 要保護支援件数の状況に応じて、人事担当部署に要望します。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

回答 町としては、少子化が進む中で医療費の増大が懸念され、国民皆保険制度の最後のよりどころである市町村国保を将来にわたり安定的に運営していくことが最も重要であると考えています。今後の国保運営は一町村では非常に難しく、安定的な運営を考えると広域化も選択肢の1つと考えています。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答 減免制度については、平成22年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しています。

保険税は、医療費の支払額に応じて決まります。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必用最小限の繰り入れとしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答 18歳未満の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、1,345人で35,373千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となりますが、18歳未満の子どもが医療機関にかかり、療養給付費が発生することを考慮しますと、均等割りの負担は、やむを得ないと考えています。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必要最小限の繰り入れとしており、減免の補填は、やはり国保税の増税でまかねるべきだと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

回答 国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合は、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても、一定の配慮がなされていると考えています。

また、減免制度については、22年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しています。

したがって、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を基準とした新たな減免制度を設けることは考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答 減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制

度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円になります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、この基準に改正することは考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答 資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対し交付する考えです。

ゆえに、福祉医療対象世帯や家族に病人の方がおり、納付困難な世帯と判断している世帯へは発行しておりません。高校生世代以下の被保険者のいる世帯については資格証明書の対象世帯とはしていません。

保険証の交付については、短期保険証の世帯は、窓口交付が基本となります。受け取りに来られれば、納税相談後交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

回答 滞納者に対し、現在のところ給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

回答 分納を実施している世帯は、資格証明書の対象とはせず、正規の保険証を交付しています。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限は6カ月で行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答 納税相談により、世帯における生計状況など生活実態の把握に努め、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署とも連携するなど、各世帯に応じた納税指導を行っています。

また、無保険者の調査については、日本に住んでいる方は必ず、何らかの健康保険に入る義務があり、保険制度のPRも町ホームページに掲載しておりますので調査する考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答 東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合は一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超える120%以下の場合は一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超える130%以下の場合は一部負担金の徴収猶予、という基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

回答 現在のところ、本町独自の自己負担の撤廃は予定していません。また、地域生活支援事業の利用料負担についても、無料化の予定はありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

回答 支給時間については、面接等の聞き取りにより、本人に必要とされる時間を支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

回答 保護者の疾病等やむを得ない事情があり、他に通所・通学の手段がない場合は、利用可能としています。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答 基本的には、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して利用することになりますが、本人の障害状況やサービス内容等を考慮し、障害福祉サービスの利用が適当であると判断した場合は、障害福祉サービスの利用も認めています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

回答 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しています。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月 15 日から翌年3月 31 日までを申請期間としています。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

回答 現在の福祉避難所は、バリアフリー施設であり、個室空間を作る間仕切り板を配置しています。また、特別な配慮が必要な障がい者等を対象とした避難施設として、町内の社会福祉施設と協定の締結を進めています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

回答 「災害時要援護者」の情報は、自主防災会、民生・児童委員、消防、保健所、赤十字奉仕団、社会福祉協議会などの関係機関への情報開示に承諾した方についてのみ、該当機関に情報を開示しています。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

回答 特定健診については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき各保険者が実施することと定められております。よって、東浦町では東浦町国民健康保険加入者に対し年1回無料で実施しています。

がん検診については、以下の対象者に対して年1回無料で実施していますが、対象外の方については、検診に係る委託料の約3割の自己負担となっています。なお、この負担割合は近隣他市町と格差はありませんので、現在のところ全ての方を無料とすることは考えていません。

※ がん検診の自己負担額無料の対象者

- ・東浦町国民保健加入者 ・65～69歳の後期高齢者医療加入者 ・満70歳以上
- ・がん検診無料クーポン券対象者 ・町民税非課税世帯者 ・生活保護受給者

歯周疾患検診については、健康増進法第19条の2に基づく実施要領に、40・50・60・70歳の方が対象となっています。東浦町ではこの対象を拡大し40・45・50・55・60・65・70・75歳の方を対象として無料で実施しています。成人歯科保健の水準の向上のためには、限りある予算を同じ方が毎年度無料で受けすることで使用するより、検診未受診の方へ受診勧奨することで使用する方が重要と考えています。

最後に対象者への個別通知ですが、特定健診、がん検診無料クーポン券配布事業及び歯周疾患検診につきましては、対象者全員に個別通知を実施しています。なお、がん検診につきましては、広報の配布時に合わせ、3月及び9月に各種がん検診の日程表を配布し広く周知をしています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答 現在、40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を年1回無料で実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答 今後、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

回答 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費助成は、上限5,000円としています。今後、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

回答 接種費助成を上限5,000円で実施しています。今後、国・県・近隣市町動向をみながら検討してまいります。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

②消費税増税を中止してください。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医

- 療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

回答 ①～⑨現時点では、考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答 ①～④現時点では、考えていません。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
- ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
- イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

回答 ①～④現時点では、考えていません。

(3) 医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかつてください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

回答 ①～⑤現時点では、考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回答 ①～⑤現時点では、考えていません。

以上